

2001年5月31日

北海道総合企画部 地域政策課長  
伊藤 和紀 様

(社) 北海道自然保護協会  
会長 俵 浩  
札幌市中央区北3条西1丁目加森ビル5  
Tel/Fax 011-251-5465



### 「北海道アウトドア資格制度検討結果報告書」に対する意見書

(社) 北海道自然保護協会では、1981年以来、(財)日本自然保護協会と共に「自然観察指導員」を養成する講習会を実施し、2000年までに14回、延べ800名以上の自然観察指導員が生まれ、そのうち半数以上が現在も道内に在住し、ボランティア的な活動をつづけております。

日本自然保護協会が認定する自然観察指導員は、日本におけるこの種の制度の先駆けをなすもので、長年の経験の中から、自然保護を重視した自然観察の独特的ノウハウを生み出してきており、また北海道における講習会では、北海道の実地に即した「北海道学」的な要素も加味しており、一定の成果をあげつつあると自負しております。また自然観察指導員は「北海道自然観察連絡会」を組織し、自主的な研修を継続しております。

したがって北海道が検討している「北海道アウトドア資格認定期制検討結果報告書」に対して、主として「自然ガイド」の観点から下記のとおり、①資格認定期制の基本は自然保護にあり、観光政策が優先されるべきではないこと、②資格認定期制の発足に先立ち、「オーバーユース」「ミスユース」の対策が具体的に明示されるべきこと、などについての意見を申しあげます。

#### 記

##### 1 資格認定期制の基本は自然保護にあり、観光政策が優先されるべきではないこと

「北海道アウトドア資格認定期制検討結果報告書～アウトドア新時代の創造を目指して～（中間報告）」（以下、報告書という）の「はじめに」によれば、「アウトドア体験が人気を集めており、北海道観光の大きな柱として成長を続け」ているが、一方で「自然環境への配慮、安全性の確保、サービスの低下など、克服すべき多くの課題が生じている」ので、「アウトドア事業者、旅行関係者、学識経験者など」から構成される検討会が、この報告書を作ったとされています。

しかしこの報告書を読むかぎり、自然保護より観光政策が優位にあるとの懸念をぬぐいきれません。その象徴的な記述が「北海道アウトドアガイドの理想像」（p. 48）の「具体

的な人物像」に表われているといえます。ここでは「自然を理解し、環境への配慮ができますこと」として、そこで具体的に求めているのは「・北海道の自然環境の特性を理解していること。・自然環境保全の理念を理解していること」というだけです。（同じ表現がp. 18にも見られます。）

「理念を理解」しているだけのプロ・ガイドが制度化されることには大きな懸念があります。理念を理解しただけでは自然環境の保全はできません。環境教育に関するペオグラード憲章をひくまでもなく、「実践」を伴わなければ実効を期待できません。

付言すれば、「単位互換を認める資格制度」（p. 80）の「次に掲げる既存制度」に「森林インストラクター、ボランティアレンジャー、自然保護監視員、…」などが列挙されているなかに、もっとも先駆的な制度で、しかも自然保護を実践してきた実績のある「自然観察指導員」が欠落していることにも、自然保護への希薄な意識が表われていると思います。

## 2 資格認定制度の発足に先立ち、「オーバーユース」「ミスユース」の対策が具体的に明示されるべきこと（制度の発足を急ぐ前に解決すべき大きな課題があること）

報告書では「制度推進上の課題」として、自然環境の「オーバーユース」と「ミスユース」が指摘され、「アウトドア体験人口の増加に伴う自然環境への負荷の増大は、資格制度の導入を通じ、解決を図るべき主要課題の一つであり、この問題の解決なくしては、将来のアウトドア事業の持続的な発展は望めない」と記述されています（p. 37）。

そして、この課題については「研究会」が2001年度に検討する一方、「資格制度」は2002年度から「北海道の主導により開始される」ことが明記されています（p. 36）。

「オーバーユース」と「ミスユース」の問題は、個人や事業者が「理念を理解」しただけでは解決できません。この問題は、報告書がいうような「事業者のみならず、全行為者が、自らの責任を認識し、問題解決のために行動を共有する必要がある」（p. 37）という抽象的な自主判断にまかせたのでは、問題を混乱させるだけです。例えば、ある事業者は自らの責任でオーバーユースを防止するため立入りを自粛しても、別な事業者が「この程度の立入りならオーバーユースにならない」と立入り、結果的に自然環境を荒廃させる事態や、事業者間の誤った過当サービス競争が発生することが目に見えています。すなわち「客観的な物差し」が必要なのです。

これを「研究会」が本年度に検討することです。「ミスユース」の方は、ある程度の具体的なガイドラインの提示が可能かもしれません、「オーバーユース」の方は、問題が簡単ではありません。自然環境の「適正収容力」については、研究が不十分でまだオーソライズされた考え方は確立されていません。しかも適正収容力は自然環境の特質や季

節などに応じて、個別地域・地区ごとに設定されなくてはオーバーユースの解決には結びつきません。報告書の「おわりに」には「1年間という限られた短時間では、…すべての論点を論議し尽くすことは困難であり」とありますが、「研究会」では本年度中に、北海道の個別地域・地区ごとに、適正収容力を提示することが可能なのでしょうか。

そもそもこの問題は、「研究会」に一任したり、事業者やアウトドア資格者などの自主的判断にまかせるのではなく、資格制度を推進しようとする北海道行政が自ら主導し、土地所有者その他多くの関係者と協議、調整しながら、例えば『北海道自然環境保全指針』の「すぐれた自然地域」の保護・利用水準のように、まず全体的な指針・方針を定めるべきです。そこでは北海道各地の自然環境の地域・地区ごとに、それぞれ特徴ある自然環境における利用と荒廃の実態を科学的に把握したうえで、適正収容力の類型あてはめの試案を提示し、それに道民意見を加え、コンセンサスを得ていかなければならぬものと考えます。適正収容力の算定は、当面は試行錯誤の段階で止むを得ないと思われますが、いずれにしても「客観的な物差し」が必要です。

また適正収容力が得られたとしても、それを現地でどのような体制で具体的にコントロールするかには、困難な問題を伴うことが予想されます。

しかし、この問題は報告書が指摘するように解決しなければならない課題で、「この問題の解決なくしては、将来のアウトドア事業の持続的な発展は望めない」(p.37) ことが明白です。この問題の解決が、本年度中に決着することは、現状からみてきわめて困難と思われます。それにもかかわらず、政策スケジュールとしては来年度から資格制度を「北海道の主導により開始」と明示されています。

解決すべき困難な課題は先送りし、容易な資格制度だけを先行させることは、前記1の「資格認定制度の基本は自然保護にあり、観光政策が優先されるべきではないこと」の危惧に連なることであり、北海道の自然環境の将来にとって大きな禍根を残すことになると思います。

したがって、「オーバーユース」「ミスユース」の具体的な解決方法の検討（北海道の主導による）を先行させ、その見通しを得た後に制度を開始すべきものと考えます。

なおこの問題は、「アウトドア資格認定制度」の有無にかかわらず、自然保護と観光の両立をめざす北海道行政にとって、解決すべき重要課題であることを申し添えます。